

奈良県公報

目次

ページ

○農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認	一	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	一六
○県営土地改良事業の換地処分	一	○一般競争入札の実施	一七
○道路の区域変更及び供用開始	一	○右同	二〇
〈公 告〉		〈選挙管理委員会告示〉	
○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	二	○個人演説会等開催できる公営施設の所在地の変更	二二
○平成十五年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表	三	〈監査委員告示〉	
○開発行為に関する工事の完了	四	○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	二二
○一般競争入札の実施	五	〈正 誤〉	
○右同	八	○平成十六年五月二十一日付け奈良県公報第千五百六十九号正誤表	二二
○右同	一一		
○右同	一三		

告 示

奈良県告示第二百九号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、平成十六年七月六日次のとおり農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認し

た。

平成十六年七月九日

奈良県知事 柿本善也

- 一 農地保有合理化事業を行う者
財団法人奈良県農業振興公社
- 二 農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
- 三 変更の内容

次に掲げる面積について改正した。

- (一) 農用地等の売渡し等の相手方を決定する際の要件として各市町村別に定めている基準面積（別表1関係）
- (二) 農用地等の売渡し等の相手方を決定する際の要件を備えている者が二名以上いる場合における優先順位を決定する際の要件として各市町村別に定めている目標面積（別表2関係）

奈良県告示第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十六年六月三十日県営土地改良事業（県営農地開発事業西和二期地区第一換地工区（第三団地））の換地処分をした。
平成十六年七月九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第二百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十六年七月九日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三一〇号
三 道路の区域

区 間		区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備考
五條市釜窪町一二八番一先から 五條市釜窪町一一一番五先まで		前	七・七 九・〇	九二・五	
後			一〇・〇 一六・八		

四 供用開始の区間
道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日
平成十六年七月九日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年七月九日から同年十一月九日まで奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。
平成十六年七月九日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ミドリ電化かしはら店
所在地 橿原市曲川町七丁目二五の一

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の店舗面積の合計
（変更前）四、三六〇平方メートル
（変更後）六、六九八平方メートル
駐車場の位置及び収容台数

変更後	変更前	位 置	台 数
届出書添付図面記載のとおり	届出書添付図面記載のとおり		
二五四台	一八五台		

駐輪場の位置及び収容台数

変更後	変更前	位 置	台 数
届出書添付図面記載のとおり	届出書添付図面記載のとおり		
六〇台	八八台		

荷さばき施設の位置及び面積

変更後	変更前	位 置	面 積
届出書添付図面記載のとおり	届出書添付図面記載のとおり		
六三・二平方メートル	三七・五平方メートル		

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前	届出書添付図面記載のとおり	一六立方メートル
変更後	届出書添付図面記載のとおり	二五・四五立方メートル

駐車場の自動車出入口の数及び位置

変更前	届出書添付図面記載のとおり	入口一箇所、出入口一箇所
変更後	届出書添付図面記載のとおり	入口一箇所、出口一箇所、出入口一箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後八時三十分まで

(変更後) 午前七時から午後八時三十分まで

届出年月日

平成十六年六月二十八日

縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

縦覧期間

平成十六年七月九日から同年十一月九日まで

縦覧時間

午前九時から午後五時まで

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により
 社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成十五年度経営状況について次のとおり通知
 があったので、同条第三項の規定により公表します。

平成十六年七月九日

奈良県知事 柿本善也

一 事業実績

加入都道府県市区町村会員数

一、二三六

加入戸数

八七四、三三六戸

共済契約金額

五、九四九、五二二、七八五、〇〇〇円

火災共済掛金

一、一四五、九五二、六八五円

被災戸数

三九六戸

火災共済給付金

三九八、二五一、四二七円

復興建築助成戸数

二〇五戸

復興建築助成金

七三、二七一、五八九円

住宅防火施設整備補助会員数

六六

住宅防火施設整備補助金

二七、六五五、四〇〇円

住宅災害見舞戸数

八二三戸

住宅災害見舞金

一七、三八六、〇〇〇円

二 収支計算

1 収入

火災共済掛金収入

一、一四五、九五二、六八五円

建物管理の部収入

四七、七七一、九六二円

その他の収入

三八五、〇三六、七五八円

当期収入合計 A

一、五七八、七六一、四〇五円

前期繰越収支差額

六〇、八六八、二〇五円

収入合計 B

一、六三九、六二九、六一〇円

2 支出

事業費

六六八、二八二、六九一円

管理費

二八四、四三三、一九六円

建物管理費

二一、六四八、〇二六円

特定預金支出
 当期支出合計 C
 当期収支差額 AIC
 次期繰越収支差額 BIC
 六〇〇、二一一、四四九円
 一、五七四、五六五、三六二円
 四、一九六、〇四三円
 六五、〇六四、二四八円

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
 関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年七月九日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年一月七日第七二一八七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月二日第六〇五四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年七月二日第三八六五号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字上之庄一〇九番地ノ一、一三二番地ノ三の一部、一六二番地ノ二の一部、
 一六二番地ノ三、一六四番地の一部、一六五番地ノ一、一六六番地、一六七番地、一
 六八番地、一六九番地、一七〇番地ノ一、一七一番地ノ一、一七二番地ノ一、一七三
 番地ノ一、一七四番地ノ一、一七八番地、一七九番地、一八〇番地、一八一番地、一
 八五番地ノ一、一八九番地ノ一、一九〇番地ノ一、一九三番地ノ一、一九四番地ノ二
 及び一九七番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市米山四丁目一番二八号

株式会社コメリ 代表取締役会長 捧賢一

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 桜井市大字上之庄一〇九番地ノ一の一部

一 許可番号

平成十六年二月二十四日第七二一一三九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月一日第六〇五一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年七月一日第三八六三号

三 開発区域に含まれる地域

天理市指柳町二四六番地ノ一、二四六番地ノ二、二五〇番地ノ一、二五〇番地ノ四、
 二五〇番地ノ五、二五〇番地ノ六、二五〇番地ノ八、二五〇番地ノ一一、二五〇番地
 ノ一二及び二五三番地ノ五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市指柳町一六四番地

森村茂

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市指柳町二五〇番地ノ五、二五〇番地ノ六、二五〇番地ノ八、二五〇番
 地ノ一一、二五〇番地ノ一二及び二五三番地ノ五

下水道 天理市指柳町二五〇番地ノ五、二五〇番地ノ六、二五〇番地ノ八及び二五

〇番地ノ一一の各一部

水路 天理市指柳町二四六番地ノ二及び二五〇番地ノ四

一 許可番号

平成十六年三月二十六日第七二一一六七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月一日第六〇五二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年七月一日第三八六四号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡斑鳩町目安四丁目一二二番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府東大阪市西石切町一丁目四番地ノ二三

関西地販 村田修也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町目安四丁目一二二番地の一部

公園 生駒郡斑鳩町目安四丁目一二二番地の一部

下水道 生駒郡斑鳩町目安四丁目二二三番地の一部

一 許可番号

平成十六年五月七日第七二一七〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月三十日第六〇四九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年六月三十日第三八六二号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字小阪四四番地ノ一、四五番地ノ一、四五番地ノ三、四六番地ノ一、四六番地ノ三、四七番地ノ一、四七番地ノ四、四八番地ノ一、四八番地ノ二、四八番地ノ三、四八番地ノ四、四八番地ノ五、四八番地ノ六及び四八番地ノ九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市八尾木三丁目一〇一番地 株式会社早川 代表取締役 早川悠紀夫

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字小阪四八番地ノ六の一部

一 許可番号

平成十六年六月七日第七四一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月三十日第六〇五〇号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市川西町五二番地ノ一及び五三番地ノ一の各一部
橿原市川西町二二三番地ノ二
川西建設株式会社 代表取締役 増田勝紀

一 許可番号

平成十六年六月十八日第七四一四六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月三十日第六〇五三三号
開発区域に含まれる地域

三 開発区域に含まれる地域
天理市田町四二四番地ノ一及び四二五番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
天理市田町五一五番地

野田幸

信貴山幹線管渠第1号工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、
公告します。
なお、この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行う土木工事です。

平成16年7月9日

奈良県知事 柿本善也

第1 競争入札に付する事項

1 工事項

信貴山幹線管渠第1号工事

2 工事場所

生駒郡三郷町勢野西から生駒郡三郷町勢野東まで

3 工事概要

下水道管渠 工事延長1, 344 m 工法 シールド工法
仕上がり内径 450 mm

4 工事期間

第4の7の奈良県議会の議決後約30箇月間

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち土木一式工事の資格を有する建設業者4
者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であつ
て、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に掲げる競争入札参加資格の確
認を受けた共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし、各構成
員は2以上の共同企業体の構成員となることはできません。

1 共同企業体構成員の出資比率は、いずれも15%以上であること。ただし、共同
企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

<p>2 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(3) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 奈良県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所（以下「営業所」といいます。）を有すること。</p> <p>(5) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>名称 全日本コンサルタント株式会社 所在地 大阪市浪速区湊町1-4-38</p> <p>(6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしない者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>(7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>(8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>(9) 共同企業体の代表者にあつては、営業所が本店又は本店から委任を受けて入札及び契約締結の権限を持つ営業所であり、その営業所において奈良県が発注する工事に係る競争入札参加資格を有していること。かつ、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ。）</p>	<p>の結果における土木一式工事の総合評点が1、100点以上であること。</p> <p>共同企業体の構成員のうち1者は、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の位置づけがA等級A1グループである者。それ以外の構成員にあつては、代表者と同様の条件とする。</p> <p>(10) 共同企業体の代表者については経営事項審査の結果における土木一式工事の平均完成工事高は設計金額の「2/3」以上、その他の構成員にあつては設計金額の「1/構成員数」以上のものであること。</p> <p>(11) 過去10年以内において国内で、代表者にあつてはジャンルD工事又は推進工事（管渠口径800mm以上）の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体構成員としての施工実績は、代表者にあつては出資比率が20%以上、その他の構成員にあつては出資比率10%以上の場合に限りです。</p> <p>3 共同企業体構成員のすべてが、次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。</p> <p>(1) 共同企業体の代表者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、かつ、過去10年以内に竣工した同種工事の従事経験を有する監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者に限る。以下同じ。）</p> <p>(2) 共同企業体の他の構成員にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、かつ、過去10年以内に竣工した同種工事の従事経験を有する監理技術者又は主任技術者（入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にあるものに限る。）</p> <p>第3 入札手続等</p> <p>1 入札説明書の交付期間及び交付場所等</p> <p>(1) 交付期間 平成16年7月9日（金）から同月21日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除きます。）の午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）</p> <p>(2) 場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地</p>
---	---

<p>奈良県土木部下水道課総務管理グループ（奈良県分庁舎6階） 電話（代表）0742-22-1101（内線4335）</p> <p>(3) 費用 無償</p> <p>2 競争入札参加資格の確認 この工事の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書、特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書及び競争入札参加資格確認資料を下記のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。</p> <p>(1) 提出期間 平成16年7月20日及び同月21日の午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）</p> <p>(2) 提出場所 奈良市登大路町30番地 B会議室（奈良県庁北分庁舎3階）</p> <p>(3) 提出部数 各1部</p> <p>(4) 提出方法 持参に限りません。</p> <p>(5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。</p> <p>3 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与 第3の2の手続により競争入札参加資格の確認を受けた者には設計図書等を貸与しません。</p> <p>(1) 日時 平成16年8月4日 午前10時から午後4時まで</p> <p>(2) 場所 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県流域下水道センター</p> <p>(3) その他 貸与を受けた設計図書等は入札執行までに返還するものとします。</p>	<p>4 入札の日時及び場所 (1) 日時 平成16年8月25日 午前10時</p> <p>(2) 場所 第3の3の(2)に同じ。</p> <p>5 入札に係る金額の記入方法 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 免除しません。</p> <p>3 入札者に要求される事項 (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>4 入札の無効 第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>5 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と</p>
---	---

します。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

7 本契約の成立

この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

8 予定価格及び調査基準価格の額

(1) この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、1,087,295,000円です。

(2) この工事の調査基準価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、861,110,000円です。

(3) なお、上記(1)及び(2)については、仕様書にも記載しています。

9 手続における交渉の有無

無

10 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等
第3の1の(2)に同じ。

浄化センター汚泥処理施設増設（3号焼却炉棟）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行う土木工事です。

平成16年7月9日

奈良県知事 柿 本 善 也

第1 競争入札に付する事項

1 工事名

浄化センター汚泥処理施設増設（3号焼却炉棟）工事

2 工事場所

大和郡山市額田部南町160番地

3 工事概要

汚泥処理施設 3号焼却炉築造工 一式、管廊築造工 一式

4 工事期間

第4の7の奈良県議会の議決後約30箇月間

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち土木一式工事の資格を有する建設業者3者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできません。

1 共同企業体構成員の出資比率は、いずれも20%以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

2 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 奈良県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所（以下「営業所」といいます。）を有すること。

(5) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社日水コン

所在地 東京都新宿区西新宿6-22-1

(6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てを

しなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。
- (9) 共同企業体の代表者にあつては、営業所が本店又は本店から委任を受けて入札及び契約締結の権限を持つ営業所であり、その営業所において奈良県が発注する工事に係る競争入札参加資格を有していること。かつ、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下同じ。)の結果における土木一式工事の総合評価が1、100点以上であること。
- 共同企業体の構成員のうち1者は、奈良県建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の位置づけがA等級A1グループ(以下「A等級者」といいます。)である者。それ以外の構成員(以下「残構成員」といいます。)にあつては、代表者と同様の条件とする。
- (10) 共同企業体の代表者については経営事項審査の結果における土木一式工事の平均完成工事高は設計金額の「2/3」以上、その他の構成員にあつては設計金額の「1/構成員数」以上のものであること。
- (11) 過去10年以内において国内で、代表者及び残構成員にあつては上下水道処理施設工事の竣工させた元請実績を有し、A等級者にあつてはコンクリート打設(鉄筋構造物)工事の竣工させた元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体構成員としての施工実績は、代表者にあつては出資比率が20%以上、その他の構成員にあつては出資比率10%以上の場合に限ります。
- 3 共同企業体構成員のすべてが、次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。
- (1) 共同企業体の代表者は、1級土木施工管理技士又は1級建築施工管理技士あるいは同等以上の資格を有する者で、かつ、過去10年以内に竣工した同種工事の

従事経験を有する監理技術者(監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者に限る。以下同じ。)

- (2) 共同企業体の他の構成員にあつては、1級土木施工管理技士又は1級建築施工管理技士あるいは同等以上の資格を有する者で、かつ、過去10年以内に竣工した同種工事の従事経験を有する監理技術者又は主任技術者(入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にあるものに限る。)

第3 入札手続等

1 入札説明書の交付期間及び交付場所等

- (1) 交付期間
平成16年7月9日(金)から同月21日(水)まで(日曜日、土曜日及び休日を除きます。)の午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)

(2) 場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県土木部下水道課総務管理グループ(奈良県分庁舎6階)

電話(代表)0742-22-1101(内線4335)

(3) 費用

無償

2 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書、特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書及び競争入札参加資格確認資料を下記のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 提出期間

平成16年7月20日及び同月21日の午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)

(2) 提出場所

奈良市登大路町30番地 B会議室(奈良県庁北分庁舎3階)

(3) 提出部数

<p>各1部</p> <p>(4) 提出方法 持参に限ります。</p> <p>(5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。</p> <p>3 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与 第3の2の手続により競争入札参加資格の確認を受けた者には設計図書等を貸与 します。</p> <p>(1) 日時 平成16年8月4日 午前10時から午後4時まで</p> <p>(2) 場所 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県流域下水道センター</p> <p>(3) その他 貸与を受けた設計図書等は入札執行までに返還するものとします。</p> <p>4 入札の日時及び場所 (1) 日時 平成16年8月25日 午前10時20分</p> <p>(2) 場所 第3の3の(2)に同じ。</p> <p>5 入札に係る金額の記入方法 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額 に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある ときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。入札者 は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。 第4 その他 1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p>	<p>2 入札保証金及び契約保証金 免除します。</p> <p>3 入札者に要求される事項 (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札し てください。</p> <p>(2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはでき ません。</p> <p>4 入札の無効 第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確 認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する入札者心得 に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>5 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と します。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契 約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者 と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく 不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し た他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。</p> <p>7 本契約の成立 この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまで の間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。</p> <p>8 予定価格及び調査基準価格の額 (1) この工事の予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)は、89 4,716,000円です。</p> <p>(2) この工事の調査基準価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)は、 711,239,000円です。</p> <p>(3) なお、上記(1)及び(2)については、仕様書にも記載しています。</p> <p>9 手続における交渉の有無</p>
---	--

<p>無</p> <p>10 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第5 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等 第3の1の(2)に同じ。</p>	<p>浄化センター3号焼却炉増設（電気設備）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。</p> <p>なお、この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行う土木工事です。 平成16年7月9日</p> <p>奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>第1 競争入札に付する事項</p> <p>1 工事名 浄化センター3号焼却炉増設（電気設備）工事</p> <p>2 工事場所 大和郡山市額田部南町160番地</p> <p>3 工事概要 焼却炉 受変電設備 一式、運転操作設備 一式、監視制御設備 一式、情報処理設備 一式、計装設備 一式、配管配線工事 一式</p> <p>4 工事期間 第4の7の奈良県議会の議決後約30箇月間</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち電気設備工事の資格を有する建設業者であって、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。</p> <p>1 次の条件をすべて満たしていること。 (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。 (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p>
<p>(3) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。 名称 株式会社日本水コン 所在地 東京都新宿区西新宿6-22-1</p> <p>(5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>(6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>(7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>(8) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ。）の結果における電気工事の総合評点が1、100点以上であること。</p> <p>(9) 本工事の主要機器である高圧電気設備、低圧電気設備及び監視制御盤を自社で設計、製造、検査（品質管理）することが可能な者であり、かつ、当該工事の握え付け、試運転調整等の現地施工が可能な者であること。</p> <p>(10) 経営事項審査の結果における電気工事の平均完成工事高が設計金額以上のものであること。</p> <p>(11) 過去10年以内において国内で、下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく終末処理場の主要機器を含む電気設備工事を竣工させた元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体構成員としての施工実績は、代表者にあつては</p>	

<p>出資比率が20%以上、その他の構成員にあっては出資比率10%以上の場合に限りません。</p> <p>2 次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。</p> <p>(1) 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者</p> <p>(2) 過去10年以内に竣工した同種工事の従事経験を有する監理技術者(監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であって入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者に限る。以下同じ。)</p> <p>第3 入札手続等</p> <p>1 入札説明書の交付期間及び交付場所等</p> <p>(1) 交付期間 平成16年7月9日(金)から同月21日(水)まで(日曜日、土曜日及び休日を除きます。)の午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)</p> <p>(2) 場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県土木部下水道課総務管理グループ(奈良県分庁舎6階) 電話(代表)0742-22-1101(内線4335)</p> <p>(3) 費用 無償</p> <p>2 競争入札参加資格の確認 この工事の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を下記のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。</p> <p>(1) 提出期間 平成16年7月20日及び同月21日の午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)</p> <p>(2) 提出場所 奈良市登大路町30番地 B会議室(奈良県庁北分庁舎3階)</p> <p>(3) 提出部数</p>	<p>各1部</p> <p>(4) 提出方法 持参に限りません。</p> <p>(5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。</p> <p>3 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与 第3の2の手続により競争入札参加資格の確認を受けた者には設計図書等を貸与しません。</p> <p>(1) 日時 平成16年8月4日 午前10時から午後4時まで</p> <p>(2) 場所 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県流域下水道センター</p> <p>(3) その他 貸与を受けた設計図書等は入札執行までに返還するものとします。</p> <p>4 入札の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成16年8月25日 午前10時40分</p> <p>(2) 場所 第3の3の(2)に同じ。</p> <p>5 入札に係る金額の記入方法 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p>
--	---

<p>2 入札保証金及び契約保証金 免除します。</p> <p>3 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>4 入札の無効</p> <p>第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>5 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>6 落札者の決定方法</p> <p>予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。</p> <p>7 本契約の成立</p> <p>この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。</p> <p>8 予定価格及び調査基準価格の額</p> <p>(1) この工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、795,986,000円です。</p> <p>(2) この工事の調査基準価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、676,588,000円です。</p> <p>(3) なお、上記(1)及び(2)については、仕様書にも記載しています。</p> <p>9 手続における交渉の有無</p>	<p>無</p> <p>10 その他</p> <p>詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第5 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等 第3の1の(2)に同じ。</p> <hr/> <p>吉野川浄化センター第2ポンプ棟（1・2号汚水ポンプ等機械設備）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。</p> <p>なお、この工事は、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行う土木工事です。</p> <p>平成16年7月9日</p> <p style="text-align: right;">奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>第1 競争入札に付する事項</p> <p>1 工事名 吉野川浄化センター第2ポンプ棟（1・2号汚水ポンプ等機械設備）工事</p> <p>2 工事場所 五條市二見5丁目1314</p> <p>3 工事概要 ポンプ棟 流入ゲート 一式、スクリーン設備 一式、汚水ポンプ設備 一式、曝気沈砂設備 一式、脱臭設備 一式、その他必要な設備 一式</p> <p>4 工事期間 第4の7の奈良県議会の議決後約30箇月間</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち機械設備工事又は上下水道設備工事の資格を有する建設業者であって、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者のみか、この入札に参加することができます。</p> <p>1 次の条件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p>
---	---

<p>(3) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。 名称 株式会社ニュージェック 所在地 大阪府中央区島之内1-20-19</p> <p>(5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。</p> <p>(6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>(7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続の申立てをなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。</p> <p>(8) 建設業法第27条の2第3項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下同じ。)の結果における機械器具設置工事又は水道施設工事の総合評点が1、000点以上であること。</p> <p>(9) 本工事の主要機器である自動除塵機(細目)、沈砂分離機を自社で設計、製造、検査(品質管理)することが可能な者であり、かつ、当該工事の据え付け、試運転調整等の現地施工が可能なる者であること。</p> <p>(10) 経営事項審査の結果における機械器具設置工事又は水道施設工事の平均完成工事高が設計金額以上のものであること。</p> <p>(11) 過去10年以内において国内で、下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく終末処理場の主要機器を含む機械設備プラント工事の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体構成員としての施工実績は、代表者にあつては</p>	<p>出資比率が20%以上、その他の構成員にあつては出資比率10%以上の場合に限ります。</p> <p>2 次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。</p> <p>(1) 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者</p> <p>(2) 過去10年以内に竣工した同種工事の従事経験を有する監理技術者(監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて入札の申込みのあつた日以前に3箇月以上の雇用関係にある者に限る。以下同じ。)</p> <p>第3 入札手続等</p> <p>1 入札説明書の交付期間及び交付場所等</p> <p>(1) 交付期間 平成16年7月9日(金)から同月21日(水)まで(日曜日、土曜日及び休日を除きます。) の午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)</p> <p>(2) 場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県土木部下水道課総務管理グループ(奈良県庁庁舎6階) 電話(代表)0742-22-1101(内線4335)</p> <p>(3) 費用 無償</p> <p>2 競争入札参加資格の確認 この工事の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を下記のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。</p> <p>(1) 提出期間 平成16年7月20日及び同月21日の午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)</p> <p>(2) 提出場所 奈良市登大路町30番地 B会議室(奈良県庁北分庁舎3階)</p> <p>(3) 提出部数</p>
--	--

<p>各1部</p> <p>(4) 提出方法 持参に限ります。</p> <p>(5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。</p> <p>3 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与 第3の2の手續により競争入札参加資格の確認を受けた者には設計図書等を貸与 しません。</p> <p>(1) 日時 平成16年8月4日 午前10時から午後4時まで</p> <p>(2) 場所 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県流域下水道センター</p> <p>(3) その他 貸与を受けた設計図書等は入札執行までに返還するものとします。</p> <p>4 入開札の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成16年8月25日 午前11時20分</p> <p>(2) 場所 第3の3の(2)に同じ。</p> <p>5 入札に係る金額の記入方法 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p>	<p>2 入札保証金及び契約保証金 免除します。</p> <p>3 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>4 入札の無効 第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>5 契約書作成の要否 要しません。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。</p> <p>7 本契約の成立 この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。</p> <p>8 予定価格及び最低制限価格の額</p> <p>(1) この工事の予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)は、651,273,000円です。</p> <p>(2) この工事の最低制限価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)は、553,582,000円です。</p> <p>(3) なお、上記(1)及び(2)については、仕様書にも記載しています。</p> <p>9 手續における交渉の有無</p>
--	---

奈良県公庫

平成16年7月9日 曜日

<p>無</p> <p>10 その他 詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第5 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等 第3の1の(2)に同じ。</p> <p>物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。 なお、この公告による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。 平成16年7月9日</p>	<p>ない者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目B6の事務用調度品又はC1の家具類で登録している者であること。 なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、第3の1に示す場所に資格審査の申請を行ってください。</p> <p>(4) この公告に示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績又は製造実績があることを証明できる者であること。</p> <p>(5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品を製作し、確実に納入することを確約できる者であること。</p>
<p>奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>第1 競争入札に付する調達の内容</p> <p>1 入札物件 閲覧机・閲覧イス等の購入</p> <p>2 入札物件の数量及び特質 (仮称) 奈良県立図書館閲覧机・閲覧イス等 入札説明書及び仕様書によります。</p>	<p>第3 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県出納局総務課国費用度グループ (県庁主棟1階) 電話 0742-27-8908 (ダイヤルイン)</p>
<p>3 納入期限 平成17年3月31日 (木)</p> <p>4 納入場所 奈良市大安寺西1丁目 (仮称) 奈良県立図書館</p> <p>5 入札方法 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p>	<p>2 入札説明会の日時及び場所 平成16年7月21日 (水) 午前11時 奈良県出納局総務課入札室 (県庁主棟1階)</p> <p>3 入開札の日時及び場所 平成16年8月20日 (金) 午後3時 奈良県出納局総務課入札室 (県庁主棟1階)</p> <p>4 郵便による入札 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「(仮称) 奈良県立図書館閲覧机・閲覧イス等の購入に係る入札書」と朱書して、平成16年8月19日 (木) までに到着するようにしてください。</p>
<p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる(1)から(5)までに該当する者が、この入札に参加することができます。 (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当し</p>	<p>第4 その他 1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p>

2 入札保証金
免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定（県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等）に該当する場合は、免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、入札参加申込兼参加資格確認申請をすとも、調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入（製造）実績証明書及び仕様書の規格に合致した物品を製作し、確実に納入することを確約する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(2) この提出書類等に基づき第2の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否
要しません。

7 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 本契約の成立

この購入の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

9 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

10 手続における交渉の有無
無

11 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

1 Nature and quantity : Purchase of reading desks and reading chairs and others, Nara Prefectural Library and Information Center (Tentative name)

2 Time Limit of Tender (by hand) : August 20, 2004 3:00 p.m.

3 Time Limit of Tender (by mail) : August 19, 2004

4 Contact point for the notice : Nara Prefectural Government, Accounting

Department, General Affairs Division, Item Accomodation Section

[Nara Prefectural Government Office] 30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref.

630-8501 JAPAN

TEL 0742-27-8908(direct line)

県営水道公告

桜井浄水場高度浄水施設整備事業に伴う地質調査について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第百六十七條の五第二項及び第百六十七條の六第一項の規定により公告します。

平成十六年七月九日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 競争入札に付する業務の概要
1 業務名

2 桜井浄水場高度浄水施設整備事業に伴う地質調査
実施場所
桜井市初瀬

3 業務概要

ボーリング調査 十一箇所

弾性波探査 六百メートル

室内岩石試験 一式

地すべり関係調査 一式

地質解析 一式

地すべり解析 一式

4 業務期間

約七か月間

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

奈良県の建設コンサルタント業務の入札参加資格者のうち「地質」部門及び「河川、砂防及び海岸」部門に登録があつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。

1 施行令第六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

2 過去十年以内に、地すべり解析の業務実績を有すること。

3 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。

4 近畿圏（奈良県・京都府・滋賀県・大阪府・兵庫県・和歌山県・福井県）の営業所において、「地質」部門及び「河川、砂防及び海岸」部門に係る、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年四月十五日建設省告示第七百十七号）第三条第一項第一号のイまたはロに相当する者を各一人以上配置していること。

5 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

6 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附

則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

7 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

三 競争入札参加資格の確認の手續

この業務の入札に参加しようとする者は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 申請書及び資料の様式の配布

申請書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

(一) 期間

平成十六年七月九日（金）から同月十六日（金）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前九時から午後五時（同月十六日にあつては、午後四時）まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の二二

奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎三階）

2 申請書及び資料の提出

(一) 期間

平成十六年七月十五日（木）及び同月十六日（金）の午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

(三) 申請書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

(四) 提出部数は、各一部とします。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、平成十六年七月二十日（火）に通知します。
 なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求められます。この場合には、同月二十一日（水）までにその旨を記載した書面を奈良県水道局総務課まで持参してください。書面の提出があった場合には、同月二十二日（木）までに回答します。

4 その他

- (一) 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。
- (二) 提出された資料は、返却しません。

四 入札説明会の開催及び設計図書等の配付

1 競争入札参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催し、設計図書等（契約書案、入札及び契約条件、図面、仕様書その他の書類をいいます。以下同じ。）を次のとおり配付します。

(一) 日時

平成十六年七月二十二日（木）午後三時から

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の一二
 奈良県奈良総合庁舎一階会議室

(三) その他

配布に要する費用は、各自負担しなければなりません。

2 設計図書について質問がある場合には、その旨を記載した書面を次のとおり持参してください。

(一) 日時

平成十六年七月二十八日（水）午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

3 2の質問に対しては、平成十六年七月二十九日（木）午後一時から奈良県水道局総務課において回答します。

五 入札執行の日時及び場所

1 日時

平成十六年八月六日（金）午後二時三十分

2 場所

四の1の(二)に同じ。

六 入札の方法等

1 入札は持参によるものとし、郵便及び電送による入札は、取り扱いません。

2 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札回数は、二回を限度とします。

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

八 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札
- 2 虚偽の申請を行った者とした入札
- 3 入札心得又は入札及び契約条件に違反した入札

九 入札保証金及び契約保証金

奈良県営水道契約規程（昭和四十二年六月二十日奈良県営水道企業管理規程第六号）に定めるところによります。

十 契約書の作成

作成を要します。

十一 その他

詳細は入札説明書によります。

十二 問い合わせ

不明な点については、奈良県水道局総務課（電話〇七四二―二五―〇七七―内線三三六）まで問い合わせてください。

桜井浄水場高度浄水施設整備事業に伴う実施設計委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第六十七條の五第二項及び第六十七條の六第一項の規定により公告します。

平成十六年七月九日

奈良県知事 柿本善也

一 競争入札に付する業務の概要

1 委託業務名

桜井浄水場高度浄水施設整備事業に伴う実施設計

2 実施場所

桜井市初瀬

3 業務概要

高度処理施設 一式

中央監視施設更新 一式

4 業務期間

約七か月間

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

奈良県の建設コンサルタント業務の入札参加有資格者のうち「上水道及び工業用水道」部門及び「電気・電子」部門に登録があつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができません。

1 施行令第六十七條の四の規定に該当する者でないこと。

2 過去十年以内に、以下の全ての業務実績を有すること。

(一) 設計対象水量一立方メートル/日以上の上水道浄水場詳細設計の経験があること。

(二) 横流式または傾斜板式薬品沈澱池の詳細設計の経験があること。

(三) 急速ろ過池の詳細設計の経験があること。

3 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。

4 近畿圏（奈良県・京都府・滋賀県・大阪府・兵庫県・和歌山県・福井県）の営業

所において、「上水道及び工業用水道」部門に係る、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年四月十五日建設省告示第七百十七号）第三条第一項第一号のイまたはロに相当する者を二人以上配置していること。

5 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十條の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

6 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

7 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

三 競争入札参加資格の確認の手續

この業務の入札に参加しようとする者は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 申請書及び資料の様式の配布

申請書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

(一) 期間

平成十六年七月九日（金）から同月十六日（金）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前九時から午後五時（同月十六日にあつては、午後四時）まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の一二

奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎三階）

2 申請書及び資料の提出

(一) 期間

平成十六年七月十五日(木)及び同月十六日(金)の午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

(三) 申請書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

(四) 提出部数は、各一部とします。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、平成十六年七月二十日(火)に通知します。

なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求められます。この場合には、同月二十一日(水)までにその旨を記載した書面を奈良県水道局総務課まで持参してください。書面の提出があった場合には、同月二十二日(木)までに回答します。

4 その他

(一) 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。

(二) 提出された資料は、返却しません。

四 入札説明会の開催及び設計図書等の配付

1 競争入札参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催し、設計図書等(契約書案、入札及び契約条件、図面、仕様書その他の書類をいいます。以下同じ。)を次のとおり配付します。

(一) 日時

平成十六年七月二十二日(木)午後二時から

(二) 場所

奈良市大森町五七番地の二二

奈良県奈良総合庁舎一階会議室

(三) その他

配布に要する費用は、各自負担しなければなりません。

2 設計図書について質問がある場合には、その旨を記載した書面を次のとおり持参してください。

(一) 日時

平成十六年七月二十八日(水)午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)

(二) 場所

三の1の(二)に同じ。

3 2の質問に対しては、平成十六年七月二十九日(木)午後一時から奈良県水道局総務課において回答します。

五 入札執行の日時及び場所

1 日時

平成十六年八月六日(金)午後二時

2 場所

四の1の(二)に同じ。

六 入札の方法等

1 入札は持参によるものとし、郵便及び電送による入札は、取り扱いません。

2 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札回数は、二回を限度とします。

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

八 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札
 - 2 虚偽の申請を行った者とした入札
 - 3 入札心得又は入札及び契約条件に違反した入札
- 九 入札保証金及び契約保証金

奈良県営水道契約規程(昭和四十二年六月二十日奈良県営水道企業管理規程第六号

()に定めるところによります。
 十 契約書の作成
 作成を要します。

十一 その他
 詳細は入札説明書によります。
 十二 問い合わせ

不明な点については、奈良県水道局総務課（電話〇七四二―二五―〇七七一内線三三六）まで問い合わせてください。

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第五十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の施設について、次のとおり所在地の変更があった旨、桜井市選挙管理委員会から報告があった。

平成十六年七月九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

名 称	所 在 地	
	旧	新
桜井市西人権文化センター	桜井市大字大福一八六番地	桜井市大字吉備六四六番地の一六
桜井市東人権文化センター	桜井市大字初瀬二六二三七番地	桜井市大字初瀬二六一三番地の一

監査委員会告示

奈良県監査委員会告示第一号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年7月9日

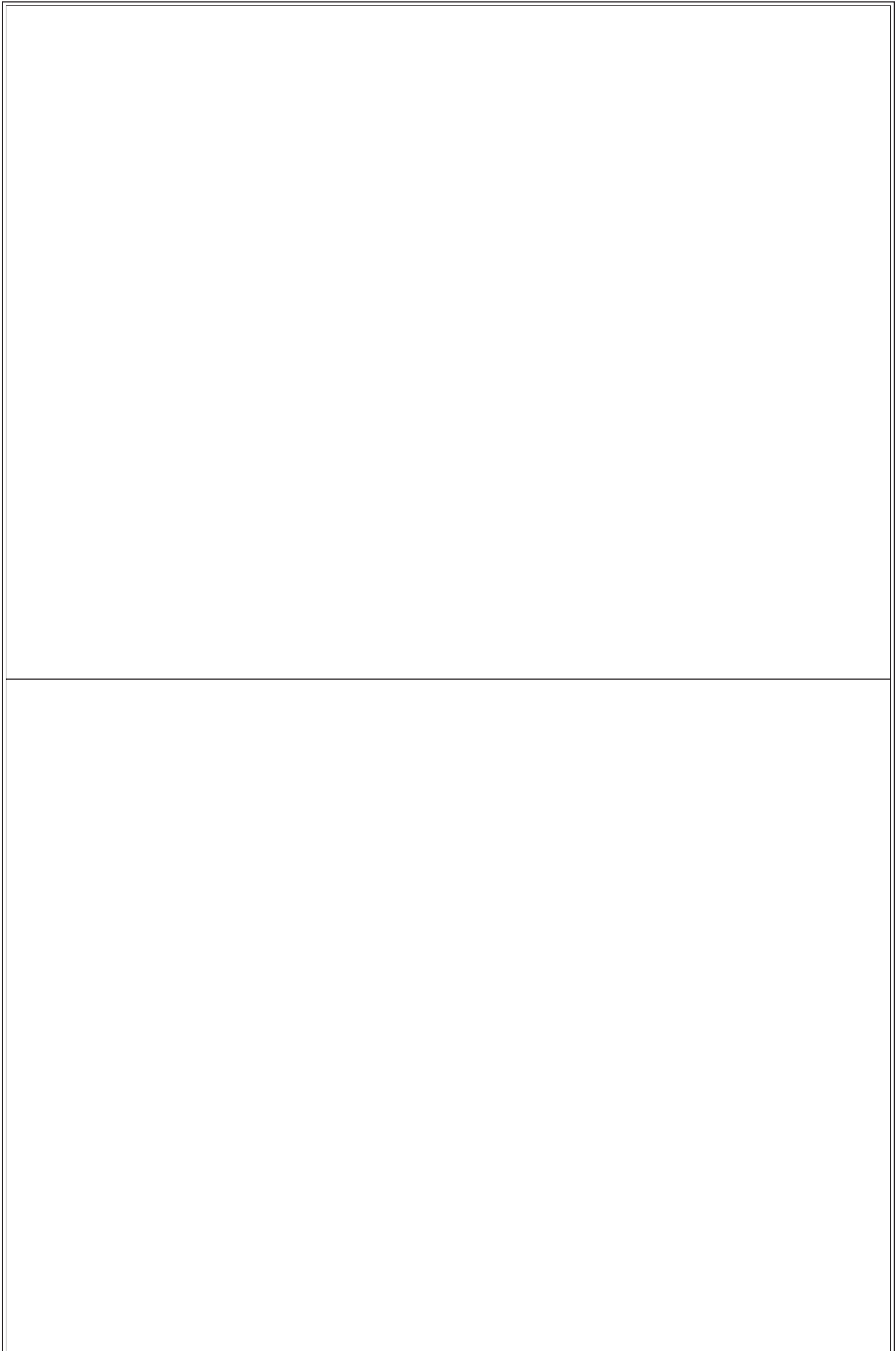
奈良県監査委員 大 倉 潔
 奈良県監査委員 中 島 實 男
 奈良県監査委員 山 本 進 章
 奈良県監査委員 中 野 雅 史

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
 武 田 宗 久 大阪府河内長野市美加の台6-22-14
 織 田 貴 昭 大阪府豊中市本町8-2-14-106
 小 幡 寛 子 大阪市平野区加美南4-1-43-304
 泉 水 朱 里 兵庫県西宮市松並町1-3-401
 奥 谷 恭 子 兵庫県川西市美山台1-3-124
 寺 川 徹 也 奈良市千代ヶ丘1-9-66
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
 平成16年7月9日から平成17年3月31日まで

正 誤

平成十六年五月二十一日付け奈良県公報第千五百六十九号正誤表

六	段	行	誤	正
七	上	三十	跨線橋	榛原跨線橋



【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。